



八千代市監査公表第28号

平成31年3月18日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

平成29年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年3月16日付け八監第464号により提出した平成29年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
子育て支援課	要望事項	<p>1 学童保育事業委託契約について</p> <p>【所見】</p> <p>学童保育事業委託において随意契約により契約を締結したものは、各受託者から提出された見積書に依拠して、予定価格を定めている。しかし、仕様書に定める業務水準に大きな違いがないにもかかわらず予定価格の積算内容は大きく異なり、受託者ごとの児童一人当たりの委託費を比較すると大きな差が生じている。</p> <p>八千代市財務規則第 127 条第 2 項の規定では、一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない、これは同規則第 142 条の規定により随意契約について準用することとされている。</p> <p>このことから、各受託者が実施する学童保育所の場所別のコストを把握し、予定価格の妥当性について検証することにより、当該契約の公正性及び合理性の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 28 年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き当該契約の公正性及び合理性の確保に努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>随意契約により契約を締結した学童保育事業委託の委託費の積算内容については、項目の統一を図り、可能な限り児童数及び学童保育所の箇所数に比例した積算となるように見直しを行いました。しかし、施設による職員の配置状況や、受託者が雇用している職員の経験年数等による人件費の差のため、児童 1 人当たりの委託費に差が生じてしまいます。</p> <p>今後につきましても、精査を行い、委託契約の公正性及び合理性の確保に努めます。</p>